

議案第十一号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例

右の議案を提出する。

平成十九年二月二十日

提出者

杉並区長

山田

宏

杉並区学校教育職員の給与に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第六項の規定に基づき、学校教育職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定義)

第二条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条第一号に規定する職員以外の者をいう。

(給料)

第三条 給料は、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十九年杉並区条例第 号。以下「勤務時間条例」という。）第三条、第四条及び第六条に規

定する正規の勤務時間（第二十一条第三項を除き、以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当を除いたものとする。

2 公務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

（現物給与）

第四条 杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特に必要と認めたときは、職員に対し宿舍、食事、被服及び生活に必要な施設又はこれに類する有価物を支給することができる。

2 前項に規定する現物の支給範囲、種類、数量及び支給方法については、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得なければならない。

3 前二項により支給されたものは、これを給与の一部とし、別に条例で定めるところによりその職員の給料額を調整する。

（給与の支払）

第五条 この条例に基づく給与は、現金で直接職員に支払わなければならない。ただし、職員から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

（職務の級）

第六条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務

の級に分類する。

2 前項の職務の分類の基準は、人事委員会の承認を得て、杉並区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める。

（給料表）

第七条 給料表は、次の各号の区分に応じて、当該各号に掲げる職員に適用する。

一 小学校・中学校教育職員給料表（別表第一） 次号に規定する職員以外の職員

二 特別支援学校教育職員給料表（別表第二） 特別支援学校に勤務する職員

2 教育委員会は、すべての職員の職を人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める基準に従い、前項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、同項の給料表により給料を支給しなければならない。

（初任給、昇格及び昇給の基準）

第八条 新たに職員となった場合及び職員が一つの職務の級から他の職務の級に移った場合の給料の基準は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

2 職員の昇給は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日に、同日前で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める期間におけるその者の勤務成績等に応じて、行うものとする。

3 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給とすることを標準として人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める基準に従い決定するも

のとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

7 第二項から第四項までの規定の実施について必要な基準は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

（再任用短時間勤務職員の給料月額）

第九条 地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第六項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（給料の支給方法）

第十条 給料は、月の一日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）につき、給料月額的全額を月一回に支給する。

2 給料の支給日は、給与期間のうち教育委員会規則で定める日とする。

第十一条 新たに職員となった者に対しては、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者に対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。

ただし、離職した職員が即日他の職に任命されたときは、その日の翌日から給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第一項又は第二項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外るとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外るときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（勤務時間条例第五条及び第六条第一項に規定する週休日をいう。第二十五条第一項において同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

（給料の調整額）

第十二条 次の各号に規定する職員に対しては、その特殊性に基づいて、給料表に掲げられている給料額につき適正な調整額表を定めることができる。

一 特別支援学校に勤務する職員

二 前号に掲げる者を除くほか、教育委員会が必要と認める職員

2 前項の規定による給料の調整額は、その調整前における給料月額百分の二十五を超えない範囲内において定める。

3 前二項の規定により給料の調整額の支給を受ける者の範囲、支給額その他給料の調整額の支給に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会の承認を得て定める。

（管理職手当）

第十三条 管理又は監督の地位にある職員に対しては、その特殊性に基づいて、管理職手当を支給する。

2 管理職手当の額は、その者が属する職務の級における最高の号給の給料月額百分の十五を超えない範囲内の額とする。

3 管理職手当の支給を受ける者の範囲、支給額、支給方法その他管理職手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(扶養手当)

第十四条 扶養手当は、扶養親族のある職員のすべてに対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び孫

三 満六十歳以上の父母及び祖父母

四 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹

五 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族一人につき当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。

一 前項第一号に掲げる者 一万三千七百円

二 前項第二号に掲げる子のうち一人（職員に配偶者のない場合に限る。） 一万三千七百円

三 前項第二号から第五号までに掲げる者のうち二人（前号に該当する扶養親族を有する場合にあつては、一人）までのもの 五千五百円

四 前項第二号から第五号までに掲げる者のうち前二号に該当するもの以外のもの 五千五百円

4 扶養親族たる子（第二項第二号に掲げる子に限る。以下同じ。）のうちに満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、四千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数（同項第二号に該当する子がある場合にあつては、特定期間にある当該扶養親族たる子の数から一を減じた数）を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第十五条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならぬ。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（前条第二項第二号又は第四号に掲げる扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

三 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

四 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第一号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届



出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合において、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

第十六条 職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額の百分の十八の範囲内の額とする。

3 地域手当の支給額、支給方法その他地域手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

（住居手当）

第十七条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 世帯主（これに準ずる者を含む。次号において同じ。）である職員（公舎等で教育委員会規則で定めるものに居住する職員を除く。）

二 第十九条第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（配偶者のない職員にあつては、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子）が現に居住する住居（公舎等で教育委員会規則で定めるものを除く。）に同居するときに世帯主となるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第一号に掲げる職員のうち第二号に掲げる職員でもあるものについては、第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額の合計額）とする。

一 前項第一号に掲げる職員 扶養親族（第十四条第二項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）を有する者にあつては八千八百円、有しない者にあつては八千三百円

二 前項第二号に掲げる職員 扶養親族を有する者にあつては四千四百円、有しない者にあつては四千円

3 前二項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

（通勤手当）

第十八条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが困難であると教育委員会規則で定める職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の

通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。)

二 通勤のため自転車その他の交通の用具で教育委員会規則で定めるもの(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると教育委員会規則で定める職員以外の職員であつて、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると教育委員会規則で定める職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。)

## 2

通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間(六箇月を超えない範囲内で教育委員会規則で定める期間。以下同じ。)の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数(以下「支給月数」という。)で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に当該支給月数を乗じて得た額

二 前項第二号に掲げる職員 別表第三に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用

距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して教育委員会規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に当該支給月数を乗じて得た額）、第一号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で教育委員会規則で定めるものうち、当該異動又は学校の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして教育委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等でその利用が教育委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額（その額を支給月数で除して得た額が二万円を超えるときは、二万円に当該支給月数を乗じて得た額）及び同項の規定による額の合計額とする。

4 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると

認められるものとして教育委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の教育委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して教育委員会規則で定める額を返納させるものとする。

6 前各項の教育委員会規則を定めるに当たっては、人事委員会の承認を得るものとする。  
7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

( 単身赴任手当 )

第十九条 学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の教育委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は学校の移転の直前の住居から当該異動又は学校の移転の直後に在勤する学校に通勤することが通勤距離等を考慮して教育委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する学校に通勤することが、通勤距離等を考慮して教育委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額額は、二万円(教育委員会規則で定めるところにより算定した職員  
の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が教育委員

会規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、七千円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて教育委員会規則で定める額を加算した額とする。

3 第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

(特殊勤務手当)

第二十条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 前項の特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとし、当該各号に掲げる場合に支給する。

一 教員特殊業務手当 職員が学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等若しくは対外運動競技等の引率指導業務又は学校の管理下において行われる部活動の指導業務に従事した場合で、当該業務が心身に著しい負担を与える程度のものである(人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める程度のものに限る。)であるとき。

二 教育業務連絡指導手当 教諭又は養護教諭のうち、教育委員会規則で定める主任に

命ぜられたものが、企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導及び助言を行う業務に従事したとき。

3 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

一 教員特殊業務手当 従事した日一日につき六千四百円

二 教育業務連絡指導手当 従事した日一日につき二百円

4 特殊勤務手当の支給額は、当該職員の給料の百分の二十五を超えない範囲内において定める。ただし、職務の性質により特別の必要がある場合は、この限りでない。

5 教員特殊業務手当は、第二十五条の規定に基づき管理職員特別勤務手当を受ける職員には支給しない。

6 前各項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(給与の減額)

第二十一条 職員が勤務しないときは、休日(勤務時間条例第十三条及び第十四条の規定による休日並びに勤務時間条例第十五条第一項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。)である場合、勤務時間条例第十六条から第十八条までに規定する年次有給休暇、病気休暇(教育委員会規則で定める日数を限度とする。)、及び特別休暇(生理休暇にあつては、教育委員会規則で定める日数を限度とする。))を承認され勤務しなかつた場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき教育委員会の承

認められた場合を除き、その勤務しない一時間につき、第二十四条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の承認の基準は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。  
(超過勤務手当)

第二十二條 正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第十条の規定により勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第二十四条に規定する勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内の割合(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

2 前項の勤務の区分及び割合は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

3 第一項の規定に定めるもののほか、勤務時間条例第三条の規定によりあらかじめ定められた一週間の正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第五条の規定により週休日とされた日に勤務時間条例第六条の規定により正規の勤務時間を割り振られた職員には、当該正規の勤務時間に相当する時間(人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める時間を除く。)について、一時間につき、第二十四条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日(次条の規定により休日



給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務に対する第一項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲の割合」とあるのは、「百分の百」とする。

（休日給）

第二十三条 休日の勤務として正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、次条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、勤務時間条例第十五条第一項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該休日日に勤務しなかった場合には、休日給は支給しない。

（勤務一時間当たりの給与額の算出）

第二十四条 第二十一条第一項、第二十二条第一項及び第三項並びに前条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから八時間に人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（再任用短時間勤務職員にあつては、その額に同項に規定する勤務時間を同条第二項の規定により定められたその者の

勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（管理職員特別勤務手当）

第二十五条 第十三条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第十五条第一項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務一回につき、八千円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、この額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

3 前二項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

（休職者等の給与）

第二十六条 休職等となつた職員（次項に規定する職員を除く。）に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することができる。

一 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び義務教育等教員特別手当のそれぞれの百分の百

二 地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職期間が満二年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの百分の八十

三 地方公務員法第二十八条第二項第二号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの百分の六十に相当する額以内の額

四 杉並区職員の分限に関する条例（昭和五十年杉並区条例第五号）第二条に掲げる事由に該当して休職されたときは、特別区人事委員会規則で定める額

2 地方公務員法第五十五条の二第五項の規定により休職となった職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項の規定による育児休業中の職員（以下「育児休業中の職員」という。）、教育公務員特例法第二十六条第一項の規定による大学院修学休業中の職員及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項の規定により派遣された職員には、その休職、育児休業、大学院修学休業又は派遣の期間中、いかなる給与も支給しない。

3 前項の規定にかかわらず、育児休業中の職員については、育児休業法第六条の二の規定により、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

（災害補償との関係）

第二十七条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若し

くは疾病にかかり、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、期末手当及び勤勉手当を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

（復職時等における号給の調整）

第二十八条 休職等のため勤務しなかつた職員が、復職し、又は再び勤務するに至つた場合において、他の職員との均衡上必要があるときは、復職し、又は再び勤務するに至つた日以後において、その者の号給を調整することができる。

2 前項の調整の基準は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。  
（期末手当）

第二十九条 期末手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日（以下この条から第三十一条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第三十一条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百三十五、十二月に支給する場合には百分の百四十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

ただし、第十三条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合においては百分の百十五、十二月に支給する場合においては百分の百二十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「六月に支給する場合においては百分の百三十五、十二月に支給する場合においては百分の百四十」とあるのは「六月に支給する場合においては百分の七十、十二月に支給する場合においては百分の八十」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の七十二・五」とする。

4 次に掲げる職員に支給する期末手当に対する第二項の規定の適用については、同項中「給与月額」とあるのは、「給与月額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の十を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

一 職務の級が三級である職員

二 職務の級が特二級である職員並びに職務の級が二級である職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して教育委員会規則で定めるもの

5 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

6 第一項、第二項及び前二項の教育委員会規則を定めるに当たっては、人事委員会の承

認を得るものとする。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第二十八条第四項の規定により失職した職員（同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。）

三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第三十一条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑

事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条又は第四十五条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、教育委員会に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかと認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に

関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合

4 前項の規定は、教育委員会が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 教育委員会は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならぬ。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(勤勉手当)

第三十二条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当し



て同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、職員の給与月額に、百分の七十二・五を乗じて得た額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十三条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の勤勉手当の額は、職員の給与月額に、百分の九十二・五を乗じて得た額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の七十二・五」とあるのは「百分の三十七・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「六月に支給する場合においては百分の四十五、十二月に支給する場合には百分の五十」とする。

4 次に掲げる職員に支給する勤勉手当に対する第二項の規定の適用については、同項中「給与月額」とあるのは、「給与月額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の十を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

一 職務の級が三級である職員

二 職務の級が特二級である職員並びに職務の級が二級である職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して教育委員会規則で定めるもの

5 前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第三十条中「前条第一項」とあるのは「第三十二条第一項」と、同条第一号中

「基準日から」とあるのは「基準日（第三十二条第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する教育委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

6 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

7 第一項、第二項及び前三項の教育委員会規則を定めるに当たっては、人事委員会の承認を得るものとする。

（義務教育等教員特別手当）

第三十三条 職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、二万円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

3 前二項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

（超過勤務手当及び休日給についての適用除外）

第三十四条 第二十二條及び第二十三條の規定は、第十三條の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。

（扶養手当、住居手当及び単身赴任手当についての適用除外）

第三十五条 第十四条、第十五条、第十七条及び第十九条の規定は、再任用職員には適用しない。

(給与からの控除)

第三十六条 次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- 一 職員の居住の用に供する区の施設の使用料及びその使用に必要な経費
- 二 特別区職員互助組合(以下「互助組合」という。)の組合費
- 三 杉並区職員互助会(以下「互助会」という。)の会費並びに互助会の貸付金に係る返還金及び利子
- 四 互助組合及び互助会が取り扱う保険料及び火災共済事業の共済掛金
- 五 東京都職員信用組合及び中央労働金庫に対する貯蓄金並びにこれらの法人の貸付金に係る返還金及び利子

(委任)

第三十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会と協議の上、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 平成二十二年三月三十一日までの間における第十六条第二項の規定の適用については、同項中「百分の十八」とあるのは、「百分の十三」とする。

## 別表第一(第7条関係)

## 小学校・中学校教育職員給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員 以外の 職員	1	146,000	161,200	243,900	307,800
	2	147,500	163,200	246,800	311,100
	3	149,000	165,200	249,700	314,400
	4	150,500	167,200	252,600	317,700
	5	152,000	169,200	255,500	321,000
	6	153,700	171,400	258,500	324,300
	7	155,400	173,600	261,600	327,500
	8	157,200	175,800	264,700	330,700
	9	159,000	178,100	267,800	333,900
	10	160,800	180,800	270,900	336,400
	11	162,700	183,500	274,000	338,900
	12	164,700	186,200	277,200	341,400
	13	166,700	188,900	280,400	343,900
	14	168,800	190,500	283,600	346,400
	15	171,000	192,200	286,800	348,900
	16	173,200	193,900	290,000	351,400
	17	175,500	195,600	293,200	353,900
	18	177,900	197,300	296,400	356,400
	19	180,400	199,000	299,700	358,900
	20	182,900	200,700	303,000	361,300
	21	185,300	202,400	306,300	363,700
	22	186,900	204,200	309,600	365,900
	23	188,500	206,000	312,900	368,000
	24	190,100	207,800	316,100	370,100
	25	191,700	209,600	319,300	372,200
	26	193,300	211,500	322,500	374,300
	27	194,900	213,400	325,600	376,400
	28	196,500	215,400	328,700	378,400
	29	198,100	217,400	331,800	380,400
	30	199,700	220,000	334,300	382,400
	31	201,300	222,700	336,800	384,300
	32	202,900	225,400	339,300	386,200
	33	204,500	228,100	341,700	388,100
	34	206,100	230,800	344,100	390,000
	35	207,700	233,600	346,500	391,900
	36	209,400	236,400	348,900	393,800
	37	211,100	239,200	351,300	395,700
	38	212,800	242,000	353,700	397,600
	39	214,500	244,900	356,100	399,400
	40	216,200	247,800	358,500	401,200
	41	217,900	250,700	360,800	403,000
	42	219,600	253,600	362,900	404,800
	43	221,400	256,600	365,000	406,600

44	223,200	259,600	367,000	408,400
45	225,000	262,600	369,000	410,100
46	226,800	265,700	371,000	411,800
47	228,600	268,800	373,000	413,500
48	230,400	271,900	374,900	415,200
49	232,200	275,000	376,800	416,800
50	234,000	278,100	378,700	418,400
51	235,700	281,200	380,600	420,000
52	237,400	284,400	382,500	421,600
53	239,100	287,600	384,400	423,200
54	240,800	290,800	386,100	424,800
55	242,500	294,100	387,800	426,300
56	244,100	297,400	389,500	427,800
57	245,700	300,700	391,100	429,300
58	247,300	304,000	392,700	430,800
59	248,900	307,200	394,300	432,300
60	250,500	310,400	395,800	433,800
61	252,100	313,600	397,300	435,200
62	253,700	316,800	398,700	436,600
63	255,300	319,900	400,100	438,000
64	256,900	323,000	401,500	439,400
65	258,500	326,100	402,900	440,700
66	260,100	328,600	404,300	441,900
67	261,600	331,100	405,700	443,100
68	263,100	333,500	407,100	444,300
69	264,600	335,900	408,400	445,500
70	266,000	338,300	409,700	446,500
71	267,400	340,700	411,000	447,500
72	268,800	343,100	412,300	448,500
73	270,200	345,500	413,600	449,400
74	271,500	347,900	414,900	450,300
75	272,800	350,300	416,200	451,200
76	274,000	352,700	417,500	452,000
77	275,200	355,000	418,800	452,800
78	276,400	357,100	420,100	453,600
79	277,500	359,200	421,300	454,400
80	278,600	361,200	422,500	455,200
81	279,700	363,200	423,700	455,900
82	280,800	365,200	424,800	456,600
83	281,900	367,200	425,900	457,300
84	283,000	369,100	426,900	458,000
85	284,000	371,000	427,900	458,700
86	285,000	372,900	428,900	459,400
87	286,000	374,800	429,900	460,100
88	286,900	376,700	430,900	460,800
89	287,800	378,500	431,900	461,500
90	288,700	380,200	432,800	462,200

91	289,500	381,900	433,700	462,900
92	290,300	383,600	434,600	463,600
93	291,100	385,200	435,400	464,300
94	291,800	386,800	436,200	465,000
95	292,500	388,400	437,000	465,700
96	293,200	389,900	437,800	466,400
97	293,900	391,300	438,600	467,100
98	294,600	392,700	439,300	467,800
99	295,300	394,000	439,900	468,500
100	296,000	395,300	440,500	469,200
101	296,600	396,600	441,100	469,900
102	297,200	397,900	441,700	470,600
103	297,800	399,200	442,300	471,300
104	298,400	400,400	442,900	472,000
105	299,000	401,600	443,500	472,700
106	299,500	402,800	444,100	473,300
107	300,000	404,000	444,700	473,900
108	300,400	405,200	445,300	474,500
109	300,800	406,400	445,900	475,100
110	301,200	407,600	446,500	
111	301,600	408,700	447,100	
112	302,000	409,800	447,700	
113	302,400	410,900	448,300	
114	302,800	412,000	448,900	
115	303,200	413,100	449,500	
116	303,600	414,200	450,100	
117	304,000	415,200	450,700	
118	304,400	416,200	451,300	
119	304,800	417,200	451,900	
120	305,200	418,200	452,500	
121	305,600	419,200	453,100	
122	306,000	420,200	453,600	
123	306,400	421,200	454,100	
124	306,800	422,200	454,600	
125	307,200	423,200	455,100	
126		424,100	455,600	
127		425,000	456,100	
128		425,900	456,600	
129		426,700	457,100	
130		427,500		
131		428,300		
132		429,000		
133		429,700		
134		430,400		
135		431,000		
136		431,600		
137		432,200		

	138		432,800		
	139		433,400		
	140		434,000		
	141		434,600		
	142		435,200		
	143		435,800		
	144		436,300		
	145		436,800		
	146		437,300		
	147		437,800		
	148		438,300		
	149		438,800		
	150		439,300		
	151		439,800		
	152		440,300		
	153		440,800		
	154		441,300		
	155		441,800		
	156		442,300		
	157		442,800		
	158		443,300		
	159		443,800		
	160		444,300		
	161		444,800		
	162		445,300		
	163		445,800		
	164		446,300		
	165		446,800		
	166		447,300		
	167		447,800		
	168		448,300		
	169		448,800		
	170		449,300		
	171		449,800		
	172		450,300		
	173		450,800		
	174		451,300		
	175		451,800		
	176		452,300		
	177		452,800		
再任用 職員		225,100	279,600	311,900	346,000
備考	この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。				

## 別表第二 (第7条関係)

## 特別支援学校教育職員給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員 以外の職員	1	146,000	178,100	243,900	307,800
	2	147,500	180,800	246,800	311,100
	3	149,000	183,500	249,700	314,400
	4	150,500	186,200	252,600	317,700
	5	152,000	188,900	255,500	321,000
	6	153,700	190,500	258,500	324,300
	7	155,400	192,200	261,600	327,500
	8	157,200	193,900	264,700	330,700
	9	159,000	195,600	267,800	333,900
	10	160,800	197,300	270,900	336,400
	11	162,700	199,000	274,000	338,900
	12	164,700	200,700	277,200	341,400
	13	166,700	202,400	280,400	343,900
	14	168,800	204,200	283,600	346,400
	15	171,000	206,000	286,800	348,900
	16	173,200	207,800	290,000	351,400
	17	175,500	209,600	293,200	353,900
	18	177,900	211,500	296,400	356,400
	19	180,400	213,400	299,700	358,900
	20	182,900	215,400	303,000	361,300
	21	185,300	217,400	306,300	363,700
	22	186,900	220,000	309,600	366,100
	23	188,500	222,700	312,900	368,500
	24	190,100	225,400	316,100	370,900
	25	191,700	228,100	319,300	373,300
	26	193,300	230,800	322,500	375,700
	27	194,900	233,600	325,600	378,100
	28	196,500	236,400	328,700	380,500
	29	198,100	239,200	331,800	382,800
	30	199,700	242,000	334,300	385,000
	31	201,300	244,900	336,800	387,200
	32	203,000	247,800	339,300	389,400
	33	204,700	250,700	341,700	391,600
	34	206,400	253,600	344,100	393,800
	35	208,100	256,600	346,500	396,000
	36	209,900	259,600	348,900	398,200
	37	211,700	262,600	351,300	400,400
	38	213,500	265,700	353,700	402,600
	39	215,300	268,800	356,100	404,700
	40	217,100	271,900	358,500	406,800
	41	219,000	275,000	360,800	408,900
	42	221,100	278,100	363,100	411,000
	43	223,100	281,200	365,400	413,100



44	225,100	284,400	367,700	415,200
45	227,100	287,600	370,000	417,300
46	229,000	290,800	372,300	419,300
47	230,900	294,100	374,600	421,300
48	232,800	297,400	376,800	423,200
49	234,700	300,700	379,000	425,100
50	236,600	304,000	381,200	427,000
51	238,500	307,200	383,400	428,900
52	240,400	310,400	385,600	430,700
53	242,300	313,600	387,800	432,500
54	244,200	316,800	389,800	434,300
55	246,100	319,900	391,800	436,100
56	248,000	323,000	393,800	437,900
57	249,900	326,100	395,700	439,700
58	251,700	328,600	397,600	441,500
59	253,600	331,100	399,500	443,300
60	255,500	333,500	401,300	445,100
61	257,400	335,900	403,100	446,900
62	259,200	338,300	404,900	448,700
63	261,100	340,700	406,700	450,500
64	263,000	343,100	408,400	452,300
65	264,900	345,500	410,100	454,100
66	266,700	347,900	411,800	455,900
67	268,500	350,300	413,500	457,700
68	270,300	352,700	415,200	459,500
69	272,100	355,000	416,900	461,300
70	273,800	357,300	418,600	463,100
71	275,500	359,600	420,200	464,900
72	277,100	361,900	421,800	466,600
73	278,700	364,200	423,400	468,300
74	280,300	366,500	424,900	470,000
75	281,900	368,800	426,400	471,700
76	283,500	371,000	427,900	473,400
77	285,000	373,200	429,300	475,100
78	286,500	375,400	430,700	476,800
79	288,000	377,600	432,100	478,500
80	289,500	379,700	433,400	480,200
81	291,000	381,800	434,700	481,900
82	292,500	383,800	436,000	483,600
83	294,000	385,800	437,300	485,300
84	295,500	387,700	438,600	487,000
85	296,900	389,500	439,900	488,600
86	298,300	391,200	441,200	489,600
87	299,700	392,900	442,500	490,600
88	301,100	394,600	443,800	491,600
89	302,500	396,300	445,100	492,600
90	303,900	398,000	446,400	493,600

91	305,300	399,700	447,600	494,600
92	306,700	401,400	448,800	495,600
93	308,100	403,100	450,000	496,600
94	309,500	404,800	451,200	497,600
95	310,900	406,400	452,400	498,600
96	312,300	408,000	453,600	499,500
97	313,700	409,600	454,700	500,400
98	315,000	411,200	455,700	501,300
99	316,300	412,800	456,700	502,200
100	317,600	414,300	457,700	503,100
101	318,900	415,800	458,600	504,000
102	320,200	417,200	459,500	504,900
103	321,500	418,500	460,400	505,800
104	322,800	419,800	461,200	506,700
105	324,100	421,100	462,000	507,600
106	325,400	422,400	462,700	
107	326,600	423,700	463,400	
108	327,800	425,000	464,100	
109	328,900	426,200	464,800	
110	329,900	427,400	465,500	
111	330,800	428,600	466,200	
112	331,700	429,700	466,900	
113	332,600	430,800	467,600	
114	333,400	431,900	468,300	
115	334,200	432,900	468,900	
116	334,900	433,900	469,600	
117	335,600	434,900	470,300	
118	336,300	435,900	471,000	
119	337,000	436,900	471,700	
120	337,700	437,900	472,300	
121	338,400	438,900	472,900	
122	339,100	439,900	473,500	
123	339,800	440,800	474,100	
124	340,500	441,700	474,700	
125	341,200	442,500	475,300	
126	341,800	443,300		
127	342,400	444,000		
128	342,900	444,700		
129	343,400	445,400		
130	343,900	446,100		
131	344,400	446,800		
132	344,900	447,500		
133	345,400	448,200		
134	345,900	448,900		
135	346,400	449,600		
136	346,900	450,300		
137	347,400	451,000		

	138	347,800	451,600		
	139	348,200	452,200		
	140	348,600	452,800		
	141	349,000	453,400		
	142	349,400	454,000		
	143	349,800	454,600		
	144	350,200	455,200		
	145	350,600	455,800		
	146	351,000	456,400		
	147	351,400	457,000		
	148	351,800	457,600		
	149	352,200	458,200		
	150	352,600	458,800		
	151	353,000	459,400		
	152	353,400	460,000		
	153	353,800	460,500		
	154	354,200	461,000		
	155	354,600	461,500		
	156	355,000	462,000		
	157	355,400	462,500		
	158	355,800	463,000		
	159	356,200	463,500		
	160	356,600	464,000		
	161	357,000	464,500		
	162	357,400	465,000		
	163	357,800	465,500		
	164	358,200	466,000		
	165	358,600	466,500		
	166	359,000	467,000		
	167	359,400	467,500		
	168	359,800	468,000		
	169	360,200	468,500		
再任用 職員		236,700	283,400	316,600	353,900
備考	この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。				

別表第三（第18条関係）

自転車等の 片道の使用距離の区分	職員の区分	
	1	2 以外の職員
		2 身体に障害を有する職員 で教育委員会規則で定める ところにより通勤が困難で あると認められるもの
		円
5キロメートル未満	2,600	円 3,900
5キロメートル以上	3,000	5,300
10キロメートル未満		
10キロメートル以上	5,000	8,100
15キロメートル未満		
15キロメートル以上	7,000	10,900
20キロメートル未満		
20キロメートル以上	9,000	13,700
25キロメートル未満		
25キロメートル以上	11,000	16,500
30キロメートル未満		
30キロメートル以上	11,000	19,300
35キロメートル未満		
35キロメートル以上	13,000	22,100
40キロメートル未満		
40キロメートル以上	13,000	24,900

（提案理由）

区が学校教育職員を採用することに伴い、当該職員の給与に関し必要な事項を定める必要がある。